令和7年度 岐阜市基幹相談支援事業の実績の検証について

1. 目的

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、多角的な評価を実施することにより、 事業の実績の検証を行う。また、事業に対する自己改善意識の醸成と質の高い相談体制を整備し、 基幹相談支援事業の充実及び強化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

岐阜市基幹相談支援事業の運営体制・事業内容等の検証を岐阜市障害者総合支援協議会 (以下 「協議会」という。)全体会において実施する。

3. 被評価者

岐阜市基幹相談支援センター (障がい福祉課) 岐阜市基幹相談支援サテライト (クロス・うかい・ふなぶせ・ふなぶせ南)

4. 岐阜市基幹相談支援事業の評価・検証の流れ

(1) 関係者アンケートの実施(前年度末)

被評価者は、期間(前年度末)を定め、関係機関(地域包括支援センター・医療機関・相談支援事業所・サービス提供事業所等)へ「相談に関するアンケート」(アンケート調査)を実施する。

(2) 自己評価の実施

被評価者は、前年度の自己評価資料を作成し、当年度4月中に事務局へ資料を提出する。 ※提出資料:岐阜市基幹相談支援事業【概要シート】

岐阜市基幹相談支援事業【自己評価シート】

関係者アンケート

(岐阜市基幹相談支援事業 事業実施報告書)

事務局は、第1回 全体会までに関係者アンケートを集計する。被評価者から提出された自己評価資料等をもとに事務局が自己評価を入力した運営評価シートを作成し、協議会委員へ評価資料として送付する。

(3) ヒアリング・評価

被評価者は、第1回 全体会において、評価資料をもとに報告する。

協議会委員は、第1回 全体会において、被評価者へヒアリングを行う。

第1回 全体会開催後、協議会委員は、運営評価シートに評価点・特記事項を記入し、事務 局へ資料を提出する。

※提出資料:岐阜市基幹相談支援事業【運営評価シート】

事務局は、協議会委員からの評価資料をもとに事務局が運営評価シートに総評・課題等を 取りまとめた資料を作成する。 協議会委員(評価・検証部会委員)は、事務局が作成した資料を<u>評価・検証部会まで</u>に確認する。<u>評価・検証部会開催後</u>、協議会の意見として運営評価シートの評価点、総評・課題等をまとめる。

(4) 総評

評価・検証部会開催後、事務局は、運営評価シートに総評・課題等を取りまとめた資料を協議会委員へ送付する。

<u>第2回</u>全体会において、協議会委員(評価・検証部会委員)は運営評価シートに総評・課題等を取りまとめた資料をもとに報告する。

第2回 全体会開催後、事務局は被評価者に評価結果を通知する。

(5)課題・改善点の振り返り

被評価者は、評価結果を踏まえ、改善内容の振り返りを行い、改善点を事務局に報告する。 事務局は、改善点を確認する。必要に応じて現地に赴き、改善内容が適切に行われている か確認を行った上で、第5回 全体会において報告する。

5. 評価基準

評価点	評価基準
5	とてもよく出来ている
	相談支援を行うすべての職員(事業所として備えるべき事項は、事業所全体とし
	て。以下同じ)が、指標の具体例に示す内容を理解し、適切な行動がとれているだ
	けでなく、さらにプラスの取組を行っている。
4	よく出来ている
	相談支援を行うすべての職員が、指標の具体例に示す内容を理解し、適切な行動が
	とれている。
3	出来ている
	事業所として概ね指標の具体例に示す内容を理解し、適切な行動がとれている。
	(出来ていることが比較的多い。)
2	あまり出来ていない
	事業所として概ね指標の具体例に示す内容の理解や適切な行動が不十分である。
	(出来ていないことが比較的多い。)
1	出来ていない
	事業所として指標の具体例に示す内容の理解や適切な行動がとれていない。